

前橋市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の改正について
(議案第41号)

建築指導課

1 改正の理由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請手数料を定める規定について、申請の対象となる建築物の区分を改める。
- (2) 共同住宅等における一次エネルギー消費量の算出方法について、共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅に係る手数料区分を廃止する。

3 施行期日

公布の日